

富山県警察刑事魂伝承教養官運用要綱の制定について（例規通達）

若手警察官の早期戦力化の一環として、別添のとおり「富山県警察刑事魂伝承教養官運用要綱」を制定し、平成19年4月1日から施行することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

富山県警察刑事魂伝承教養官運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、富山県警察における刑事魂伝承教養官の指定及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

第2 指定

- 1 富山県警察本部長（以下「本部長」という。）は、警務部教養課長（以下「教養課長」という。）の上申により指定書（別記様式第1号）を交付して刑事魂伝承教養官を指定するものとする。
- 2 教養課長は、富山県警察を退職した警察官の中から、人格、識見ともに優れ、刑事警察に卓越した知識、技能を有する者を、刑事魂伝承教養官推薦上申書（別記様式第2号）により刑事魂伝承教養官として上申するものとする。

第3 業務

刑事魂伝承教養官の業務は、刑事警察に関する伝承教養とし、原則として、富山県警察学校の初任科、初任補修科、各任用科及び専科の学生を対象とする。

第4 講師謝金

本部長は、刑事魂伝承教養官に対し講師謝金を支給するものとする。

第5 事務処理

刑事魂伝承教養官に関する事務は、警務部教養課において行うものとする。

第6 その他

刑事魂伝承教養官は、別表のプレートを左胸部の適宜の場所に装着するものとする。

※ 別記様式：省略

別表（第6関係）



- 1 形状及び寸法
上記図のとおりとする。
- 2 材質
金属と塩化ビニール製樹脂をはり合わせたものとする。
- 3 表示内容
日章を金色で表示し、その下にTPPと緑色表示する。
上段は、刑事魂伝承教養官と表示し、下段は姓（漢字）を黒色表示し、字は丸ゴシックとする。
- 4 留め具
回転両用クリップとし、落下防止用わにロクリップ付きチェーンを付けるものとする。